

USB メモリのセキュリティ対策の結果について

1. 背景

昨年6月、個人情報が入ったUSBメモリを執務室内で紛失するという事案が発生しました。ここ数年 USBメモリを紛失するという事案が続けて発生していることから対策が求められていました。

2. 利用実態(調査:平成26年6月~8月)

USBメモリ調査の結果、総保有本数3,982本(平成26年7月4日時点、企業局除く)で、用途としては「データ移動用(約52%)」、「バックアップ用(約21%)」、「職員事務用(約16%)」、「未使用(約11%)」でした。

利用実態を踏まえ、USBメモリは静電気等の電氣的な衝撃に弱く、簡単にデータが破損する場合があることから、データのバックアップの用途には不向きであること、また、職員事務用についても、個人の管理によるところが大きくなり、組織的な管理が行き届きにくく紛失のリスクが高いことから、これらの用途での利用は禁止する方向で検討しました。

一方、データの移動用としての使用を禁止することは実務上困難であり、万一の紛失や盗難のリスクが残ることから技術的な対策が必要であると考えました。

3. 取扱方針の策定(平成26年12月)

庁内の意見照会を経て、昨年12月にUSBメモリの取扱方針を策定し、全庁各課へ通知しました。併せて、バックアップ及び職員事務用としての使用を禁止することから、代替方法及び作業手順を記載したマニュアルを同時に提示しました。

USBメモリ取扱方針

(平成26年12月15日まちづくり政策局長決裁)

1. USBメモリの用途をデータの持ち出しや受渡しなど、やむを得ず使用する場合に制限し、最小限の本数にする。
2. 保有するUSBメモリは、自動暗号化機能を搭載したものに限定する。

4. 自動暗号化機能付USBメモリの調達(平成26年12月~平成27年1月)

- ・各課の職員数の割合で配布基準を設定し、各課でデータの持ち出しや受渡し等で最小限必要となるUSBメモリの本数を検討してもらいました。配布基準より削減できる場合や業務を進める上でどうしても不足する場合は調整しながら、必要本数を確定させました。
- ・機能要件を確定させ、情報政策課で一括して1,000本購入しました。

5. 各課への配布及び回収USBメモリの廃棄(平成27年2月~3月)

- ・自動暗号化機能がない不要となったUSBメモリを3,769本(企業局分一部含む)回収し、産業廃棄物処理業者に委託し、6回に分けて廃棄処分を行いました。
- ・全庁各課へ自動暗号化機能付USBメモリを927本配布し、各課既存保有分と各課新規調達分と合わせて、1,199本になりました。(平成27年3月末時点、企業局除く)